の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

（登録の申請）

第四条　法第三十七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号（外国資金移動業者にあっては、別紙様式第二号）により作成した法第三十八条第一項の登録申請書に、同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書のその他の記載事項）

第五条　法第三十八条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［号を削る。］

一　［略］

二　主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。第十条第二項第七号において同じ。）の氏名、商号又は名称

三　［略］

（登録申請書の添付書類）

第六条　法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

［一～七　略］

八　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

九　［略］

十　事業開始後三事業年度における資金移動業の種別（法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいう。以下同じ。）ごとの収支の見込みを記載した書面

［十一～十五　略］

十六　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ　指定資金移動業務紛争解決機関（法第五十一条の四第一項第一号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在する場合　当該資金移動業者が法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合　当該資金移動業者の法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七　［略］

ができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

（登録の申請）

第四条　法第三十七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号（外国資金移動業者にあっては、別紙様式第二号）により作成した法第三十八条第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書のその他の記載事項）

第五条　法第三十八条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　各営業日における未達債務の額（法第四十三条第二項に規定する未達債務の額をいう。以下同じ。）の算出時点及びその算出方法

二　［同上］

［号を加える。］

三　［同上］

（登録申請書の添付書類）

第六条　［同上］

［一～七　同上］

八　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

九　［同上］

十　事業開始後三事業年度における資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面

［十一～十五　同上］

十六　［同上］

イ　指定資金移動業務紛争解決機関（法第五十一条の二第一項第一号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在する場合　当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合　当該資金移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七　［同上］